

令和 8 年度調理師試験実施要領

1 スケジュール

受験願書等配布	期間 令和 7 年 11 月 17 日（月）～令和 8 年 1 月 23 日（金） ※土日・祝祭日を除く 時間 午前 9 時～午後 4 時 場所 各保健所の窓口 ※沖縄県薬務生活衛生課ホームページ（以下、「ホームページ」という）からダウンロードによる入手も可能です。郵送を希望する場合は沖縄県薬務生活衛生課までお問合せください。
受験申込	期間 令和 8 年 1 月 19 日（月）～1 月 23 日（金） 時間 午前 9 時～11 時 30 分 午後 1 時～4 時 場所 各保健所の窓口 ※県外居住者は沖縄県薬務生活衛生課へ郵送で申込ください。
試験日時 （試験会場）	令和 8 年 4 月 23 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 （奥武山公園県立武道館アリーナ、宮古合同庁舎、八重山合同庁舎）
合格発表	令和 8 年 5 月 21 日（木）午前 10 時 ※各保健所及び沖縄県薬務生活衛生課に合格者の受験番号を掲示するとともにホームページに掲載します。

2 受験資格

次の(1)学歴かつ(2)職歴の条件を満たしている必要があります。

(1) 学歴

次のアまたはイのいずれかに該当する者

ア 中学校卒業以上の者

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 57 条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者

- イ 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校2年の課程の修了者または調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で2年以上調理業務に従事した者

ア 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む、喫茶店営業を除く）

イ 魚介類販売業（販売のみは除く）

ウ そうざい製造業

エ 複合型そうざい製造業（煮物（佃煮を含む。）、焼物（炒め物を含む。）、揚げ物、蒸し物、酢の物または和え物およびこれらの食品に米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業）

オ 寄宿舍、学校、病院等の給食施設（継続して1回20食以上または1日50食以上飲食物を調理して供与する施設）

カ 職歴に関する注意事項

(ア) 正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は、職歴として認められます。

(イ) 従事期間については、調理業務従事証明書の証明日現在で2年以上が必要です。ただし、勤務先で1か月以上の長期休暇がある場合は、その期間を除く2年以上の従事期間が必要です。また、複数の勤務先での従事期間を通算することは可能ですが、同一期間に複数施設で勤務していた場合は、その従事期間、勤務日数および時間の合算はできません。

(ウ) 次の業務は、調理業務とは認められません。

a 喫茶店営業（設備を設けて酒類以外の飲物または茶菓を客に飲食させる営業）に該当する営業での業務（飲食店営業等において担当している業務が同程度の内容である場合を含む。）

b 食肉処理（畜肉の解体、分割等）、食品製造（調味料、菓子・パン、麺、水産製品等の製造）や飲料の調製

c 簡易な飲食店営業の対象となる調理

【具体例】

- (a) 既製品（そのまま喫食可能な食品）を開封、加温、盛り付け等して提供する営業（食品例：そうざい、ハム、ソーセージ、缶詰、おでん等）
- (b) 半製品を簡易な最終調理（揚げる、焼く等）を行い提供する営業（食品例：唐揚げ、フライドポテト等）
- (c) 米飯を炊飯、冷凍パン生地を焼成する営業

※ 次の場合は、職歴（調理業務に従事していたこと）とは認められません。

- (ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等（ウェイター・ウェイトレス等を含む。）に従事している場合
- (イ) 栄養士、保育士、看護師およびホームヘルパー等の職種として採用されている場合（通常の勤務体系で専ら調理業務に従事している場合は、認められます。）
- (ウ) 料理学校等で調理実習指導等に従事している場合
- (エ) 会社や研究所等で食品開発業務の一環として従事している場合
- (オ) 食品衛生法による営業許可を受けていない施設で従事していた期間（寄宿舍、学校、病院等の給食施設の場合は認められます。）
- (カ) 菓子製造業または喫茶店営業の許可のみを受けた営業施設で従事している場合
- (キ) 飲食店営業の許可を受けた営業施設であっても、主にケーキやデザート類およびパン製造（調理パンのうち専ら料理の部分を担当している場合は、認められます。）の業務に従事している場合
- (ク) 外国の飲食店で従事している場合
- (ケ) 高校在学期間中に従事している場合（定時制・通信制の場合は、認められます。）

3 受験申込の提出書類

(1) 受験願書（2部）	受験申請書類に添付されている様式を用い、「受験願書記入例」を参照し記入ください。
(2) 写真	○受験者の写真（縦4cm×横3cm） ○写真の裏面には、氏名、生年月日を記入し、受験願書の所定の場所に貼り付けて提出してください。

(3) 受験手数料 (沖縄県証紙 6,100 円分)	○沖縄県証紙は、願書等の受付窓口での確認後に貼付けてください。 ○沖縄県証紙は、県内銀行、各保健所内食品衛生協会窓口等において購入できます。 ○県外居住者については、6,100 円分の郵便為替を同封してください。郵便為替は、郵便局にて購入できます。郵便為替の受取人欄は、記入しないようご注意ください。 ○一度お支払いいただいた受験手数料の返還はいたしません。 ○受験申請書類の詳細調査により、提出書類に不備があり、受験資格が確認できなかった方には、書類の再提出をしていただく期間を設けます。再提出がなかった方、再提出をしていただいても受験資格が確認できなかった方についても、受験手数料の返還はいたしません。
(4) 調理業務従事証明書（原本）	○「調理業務従事証明書（第2号様式）作成時の注意事項」および「調理業務従事証明書記入例」を参照のうえ、法人または施設の代表者に作成を依頼してください。 ○<u>受験者本人は記入、修正できません。</u>
(5) 印鑑登録証明書または印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの、原本) ※該当者のみ提出	○「(4)調理業務従事証明書」の証明者が個人の場合は、市区町村に登録されている実印を押印し、押印した印の印鑑登録証明書が必要です。また、法人または施設の代表者が証明する場合は、職印または登記された印鑑を押印し、登記された印鑑を用いる場合には、印鑑証明書が必要です。

(6) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等 （発行後 6 ヶ月以内のもの、原本） ※該当者のみ提出	○「(4)調理業務従事証明書」に記載された氏名が現在と異なる場合は、必ず提出してください。 ○戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）で確認できない場合は、除籍個人事項証明書（除籍抄本）または改製原戸籍抄本等を提出してください。
(7) 調理経験一覧表 ※該当者のみ提出	○2 年以上の調理業務に従事したことを証明するために「(4)調理業務従事証明書」が複数枚必要になる場合のみ、受験者本人が作成して提出してください。
(8) 国籍等表示のある住民票 （外国籍の方のみ、発行後 6 ヶ月以内のもの、原本） ※該当者のみ提出	○外国籍の方については、国籍等表示のある住民票が必要です。個人番号（マイナンバー）や住民票コードが記載されていないものを提出してください。
(9) 学力認定書（原本） ※該当者のみ提出	○次の方は、学力認定書が必要です。 ア 学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校（朝鮮学校やインターナショナルスクール等）の卒業者 イ 外国における学校教育が 9 年未満の課程の卒業者（9 年以上の課程の卒業者は、卒業証明書を提出してください。） ○学力認定書の発行には一定の期間がかかりますので、該当する方は沖縄県薬務生活衛生課へお早めにお問い合わせください。令和 7 年 12 月 19 日(金)までに学力認定の申請をしていない場合は、受験できません。

(10) 郵便切手 110 円 ※該当者のみ提出	○県外居住者は、受付完了後の受験票送付に必要な 110 円切手を同封し、簡易書留にて提出ください。
【注意事項】 ○提出書類で、受験資格が確認できない場合は受験できません。また、一度受理した提出書類は返却いたしません。 ○提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。 ○受験票は、合格発表や試験結果の開示に必要ですので、大切に保管してください。紛失されても再発行することができませんので、ご注意ください。	
【再受験について】 ○前年度の受験票（汚れ破損がない場合のみ）を提出した場合は、(4)～(9)の書類提出は省略できます。同様に、本年度の受験票で次年度（令和 9 年度）の書類提出を省略できますので、受験票は大切に保管してください。 ○前年度の受験票と氏名または本籍地の都道府県が異なる場合は、「(6)戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等」の提出が必要です。	

4 受験申込先及び問い合わせ先

窓口・連絡先	所在地	受験者の住所地
那覇市保健所 生活衛生課 (098) 853-7963	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-21	那覇市
北部保健所 生活環境班 (0980) 52-2636	〒905-0017 名護市大中 2-13-1	名護市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 伊江村 伊平屋村 伊是名村
中部保健所 生活衛生班 (098) 938-9787	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-28	うるま市 沖縄市 宜野湾市 金武町 嘉手納町 北谷町 恩納村 宜野座村 読谷村 北中城村 中城村
南部保健所 生活衛生班 (098) 889-6799	〒901-1104 南風原町字宮平 212	豊見城市 南城市 糸満市 西原町 八重瀬町 与那原町 南風原町 浦添市 久米島町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村
宮古保健所 生活環境班 (0980) 72-3501	〒906-0007 宮古島市平良字東仲 宗根 476	宮古島市 多良間村
八重山保健所 生活環境班 (0980) 82-3243	〒907-0002 石垣市字真栄里 438	石垣市 竹富町 与那国町
沖縄県 保健医療介護部 薬務生活衛生課 (098) 866-2055	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	沖縄県外

【注意事項】

- 受験申込、その他の問い合わせについては、受験者の住所地进行を管轄する窓口へお問い合わせください。
- 書類は、受付期間・受付時間内に提出してください。なお、受付期間内であっても、提出書類に不備等がある場合は受付できませんので、ご注意ください。また、受付期間後半および受付時間終了間際は、大変混み合うため、早めの提出をお願いします。

○県外居住者に限り、郵送による願書の受付を行います。郵送による受付は、令和8年1月23日（金）までの消印があるものに限ります。簡易書留にて「調理師試験願書 在中」と朱書きし、110円切手を同封してください。受験資格があると認められた場合には受験票を郵送します。受験票が令和8年4月6日（月）までに到着していない場合は、沖縄県薬務生活衛生課へお問い合わせください。転居した場合は、必ず郵便局で郵便物の転送の手続きをしてください。

5 試験会場

試験会場	受験者の住所地
奥武山公園県立武道館アリーナ （那覇市奥武山町52）	那覇市・北部・中部・南部保健所管内及び沖縄県外
宮古合同庁舎（2階）講堂 （宮古島市平良字西里1125）	宮古保健所管内
八重山合同庁舎（2階）大会議室 （石垣市真栄里438－1）	八重山保健所管内
【注意事項】 ○各保健所の所管地域については「4 受験申込先及び問い合わせ先」を参照してください。 ○試験当日、道路や駐車場は大変混雑することが予想されますので、モノレール、バスまたはタクシー等の公共交通機関をご利用ください。 ○試験会場内での喫煙は全面禁止です。ゴミは試験会場に捨てず、各自で持ち帰ってください。	

6 試験の概要

(1) 試験科目	公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論
(2) 出題数・出題形式	全 60 問、マークシートによる四肢択一方式
(3) 合否判定基準	原則として全科目の合計得点が満点の 6 割以上であるものを合格とします。ただし、1 科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とします。
【注意事項】 ○午後 1 時まで指定の座席へ着席してください。 ○天災地変などやむを得ない事情により試験を延期する場合は、試験前日の午後 1 時まで決定し、ホームページでお知らせいたしますので、必ず確認してください。延期となった場合は、令和 8 年 5 月以降に再試験を実施します。詳細については、決まり次第、ホームページでお知らせします。 ○車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする方は、受験申込時にあらかじめお申し出ください。 ○試験当日は、受験票、 <u>HB 鉛筆および消しゴム</u> を持参してください。 <u>シャープペンシルは使用できません。</u>	

7 合格発表

- (1) 各保健所および沖縄県薬務生活衛生課に合格者の受験番号のみを掲示するとともにホームページに登載します。
- (2) 合格証は、受験申し込みをした窓口にて交付します。県外からの受験者には郵送します。
- (3) 各保健所における合格証の交付手続にあたっては、受験票と運転免許証等の本人確認書類を持参してください。
- (4) 試験の合否や合格者の受験番号についての電話等での問い合わせには応じられません。

8 試験結果の開示

受験者のうち希望する者は、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）第 26 条の規定に基づき、試験の結果を口頭により開示請求することができます。電話、はがき等による開示請求はできません。

(1) 開示する内容	科目別得点および総合得点
(2) 開示請求できるもの	受験者本人
(3) 開示請求に必要な物	受験票および受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
(4) 開示請求期間	期間 令和 8 年 5 月 21 日（木）～ 6 月 19 日（金） ※土日・祝祭日を除く 時間 午前 9 時～11 時 30 分 午後 1 時～ 4 時
(5) 開示場所	沖縄県薬務生活衛生課、宮古保健所生活環境班 および八重山保健所生活環境班

第 1 号様式（第 3 条関係）

調 理 師 試 験 受 験 願 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

調理師法第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

受 験 者	本 籍				男 ・ 女
	氏 名		生年月日		
調 理 経 験	経 験	年 月 日から 年 月 日まで	就業先の 所 在 地		
	期 間	年 月 間	就業先の 名 称		

（注） 寄ぐうの者は、住所に何某方と明記すること。

（備考） 氏名の記載については、記名押印又は署名のいずれかによること。

受験願書記入例

氏名は、住民票や戸籍に記載された文字（旧字体の場合は旧字体のまま）を楷書で丁寧に記入してください。

調理業務従事証明書または調理経験一覧表に記載された期間を記入してください。

第1号様式（第3条関係）

調理師試験受験願書

令和7年 〇月 〇日

沖縄県知事 殿

住所 那覇市泉崎〇-〇-〇

氏名 沖縄 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

調理師法第3条の2第1項の規定による調理師試験を受けたので、関係書類を添えて申し込めます。

受験者	本籍	氏名	沖縄県	生年月日	平成〇年〇月〇日	男・女
調理経験	令和2年4月1日から 令和6年10月1日まで	沖縄 太郎	沖縄県	就業先の所在地	那覇市久茂地〇-〇-〇	
	4年5月間			就業先の名称	食堂 〇〇	

(注) 寄ぐうの者は、住所に何某方と明記すること。

(備考) 氏名の記載については、記名押印又は署名のいずれかによること。

※訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引いてください。

平日の9:00～16:00に受験者本人につながらる番号を記入してください。

本籍は、都道府県名（外国籍の方は国名）を記入してください。

調理業務従事証明書「1 施設名」「2 所在地」欄を記入してください。（調理経験一覧表の場合は、最初の従事施設。）

調理経験一覧表

ふりがな				
氏 名				
調理経験	経験期間		就業先の所在地および名称	
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地 名 称		
	通 算 (受験願書 に転記)	年 月 日から 年 月 日まで 合計 年 月 日間	勤 務 先 の 所 在 地 勤 務 先 の 名 称	「最初の勤務先所在地」 「最初の勤務先の名称」

※ 2年以上の調理業務に従事したことを証明するために「③調理業務従事証明書」が複数枚必要になる場合のみ提出してください。

※ 経験期間について、週、月または年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

週、月または年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月または年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。

期間を合計する場合においては、30日をもって1か月とする。

